二　貯蔵容器であって、容量が〇・一立方メートルを超えるもの
三　熱交換器及び凝縮器であって、伝熱面積が〇・一五平方メートル超二〇平方メートル未満のもの
四　蒸留塔及び吸収塔であって、塔の内径が〇・一メートルを超えるもの
五　かくはん機であって、第一号に該当するものに用いるように設計されたもの
六　弁であって、呼び径が一〇A超であるもの
七　軸封をしたポンプ及びシールレスポンプであって、最高規定吐出し量が一時間につき〇・六立方メートルを超えるもの
八　真空ポンプであって、最高規定吐出し量が一時間につき一立方メートルを超えるもの並びにその部分品として設計されたケーシング、ケーシングライナー、インペラー、ローター及びジェットポンプノズルのうち、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの
イ　ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の四〇パーセントを超える合金
ロ　ニッケルの含有量が全重量の二五パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の二〇パーセントを超える合金
ハ　ふっ素重合体
ニ　ガラス
ホ　黒鉛又はカーボングラファイト
ヘ　タンタル又はタンタル合金
ト　チタン又はチタン合金
チ　ジルコニウム又はジルコニウム合金
リ　セラミック
ヌ　フェロシリコン
ル　ニオブ又はニオブ合金
九　床置き用のウォークイン型の囲い式局所排気装置であって、最小公称幅が二・五メートル以上のもの
十　化学物質の分析又は検知に用いられる装置並びにその部分品及び附属装置
十一　電解槽及びその部分品であって、次のいずれかに該当するもの
イ　クロルアルカリ電解槽（水銀電解槽、隔膜電解槽及びイオン交換膜電解槽を含む。以下同じ。）
ロ　チタン電極（他の金属酸化物でコーティングしたものを含む。）であって、クロルアルカリ電解槽に使用するように特に設計したもの
ハ　ニッケル電極（他の金属酸化物でコーティングしたものを含む。）であって、クロルアルカリ電解槽に使用するように特に設計したもの
ニ　チタン―ニッケルのバイポーラ電極（他の金属酸化物でコーティングしたものを含む。）であって、クロルアルカリ電解槽に使用するように特に設計したもの
ホ　アスベストの隔膜であって、クロルアルカリ電解槽に使用するように特に設計したもの
ヘ　ふっ素重合体を基材とした隔膜であって、クロルアルカリ電解槽に使用するように特に設計したもの
ト　ふっ素重合体を基材としたイオン交換膜であって、クロルアルカリ電解槽に使用するように特に設計したもの
十二　圧縮機であって、湿潤又は乾燥状態の塩素を圧縮するために特に設計したもの